

## 平成24年第7回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年6月22日(金) 午後1:30~午後2:00
2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
〃	2	村下 健治
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	6	小澤 守昭
〃	7	佐藤 光男
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (1人)

8番 川代 恵則

5. 会議書記

事務局長 熊谷 誠悦

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、5番 小坂 敏君 にお願ひします。
	(憲章の唱和)

議 長	<p>定足数に達しておりますので、これより平成24年第7回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、7番佐藤 光男君 並びに9番 長根 孝衛君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第3、議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号14号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 議案第22号 受付番号14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。</p> <p>P3になります。農地法第3条の許可申請で使用貸借権の設定1件であります。</p> <p>昨年までは譲渡人が自作していましたが、今回、借受人からの申し出があり3条の申請書が提出されたものであります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等についてはP5の議案書に記載のとおりです。参考にP6に使用貸借の契約書の写しP7に場所がわかる図面を添付してあります。受付番号14号はP17の農地法第3条の調査書記載のとおり農地法第3条第2項の許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果を担当の6番小澤 委員から報告を求めます。</p>
小澤委員	<p>議案第22号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号14号の農地は2筆ありますが、昨年までいずれも田として耕作されているところであります。</p> <p>今年、新たに借受者があり、田として耕作するとのこととあります。</p> <p>耕作放棄地防止および周辺農地への支障から見ても、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>

	なしの声あり
議長	<p>同じく日程第3、議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。それでは、受付番号15号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 議案第22号 受付第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。</p> <p>申請地は昨年まで別の人が畑として耕作していましたが今後は耕作できないことになり、今回、新しく借受人が牧草地として作付けしたいと申し出がありました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等についてはP3の議案書の受付番号15号に記載のとおりです。参考にP9に賃貸借契約書の写しとP10に図面を添付してあります。</p> <p>受付番号15号はP17の農地法第3条の調査書記載のとおり農地法第3条第2項の許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の7番 佐藤 委員から報告を求めます。</p>
佐藤委員	<p>議案第22号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号15号の農地は3筆ありますが、昨年までいずれも畑として耕作されていた所があります。</p> <p>今年は耕作できないと断られ、新たに借受人が牧草地として耕作するということになります。</p> <p>耕作放棄地防止および周辺農地への支障から見ても、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について質疑、意見はございませんか。</p>
	なしの声あり
議長	<p>同じく日程第3、議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号16、17号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 議案第22号 受付第16、17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。</p> <p>昨年まで耕作されていない土地を、今回、畑として借り受けしたいとのことで3条の賃貸借の申請がありました。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等についてはP3・4の議案書記載のとおりです。参考にP12とP14に賃貸借契約書の写しとP16に図面を添付してあります。</p>

	受付番号16・17号はP18の農地法第3条の調査書記載のとおり農地法第3条第2項の許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の6番 小澤 委員から報告を求めます。
小澤委員	議案第22号の現地調査の結果を報告します。 受付番号16、17号の農地は1筆ごとで合計2筆であります。 昨年まで耕作していなかった土地を畑として耕作すること、新規就農者であります。 周辺農地への支障の有無等については、現地の状況等から見ても一切問題は無いものと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	異議なしの声あり
議 長	質疑、意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第22号、受付番号14号から17号まで、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第22号は原案のとおり決定しました。 以上をもって、平成24年 第7回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

議 長

署名者

署名者